

## 2022 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	<p>都道府県健康増進計画（健康日本 21 あいち新計画）及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（愛知県歯科口腔保健基本計画）について、計画期間を現行の 10 年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない 12 年間とする。</p> <p>〔  <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康日本 21 あいち新計画及び愛知県歯科口腔保健基本計画は、国が定める基本方針及び基本的事項に基づき、計画期間を 10 年間としている。</li> <li>・一方で、内容が相互に関連している「医療計画作成指針」等の関連計画は 6 年間又は 3 年間となっているところであるが、現行計画は、国の方針に基づき、計画期間を 1 年延長し、他の関連計画の見直し時期と一致することとなった。</li> <li>・これにより、次期計画は他の関連計画との調和が図れることとなったが、次期計画の期間が現行と同じ 10 年間だと将来的に計画の見直し時期とずれが生じることとなり、効果的な事務の推進に支障をきたすこととなる。</li> </ul> 〕</p>	<p>政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ検討し、<b>2023 年春を目途に結論を得る</b>。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>
国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分）の交付基準の明確化及び様式の見直し	<p>国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分）について、事業区分・対象経費・各事業の具体的要件・評価指標の基準を明確化する。また、申請時の様式の記述方法を定型化・選択式化する等、交付基準を満たしていることが確認しやすく、疑義の生じにくい申請方式とするとともに、様式の簡素化等により入力・確認作業の省力化を図る。</p> <p>〔  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分）は、自治体ごとの保健事業の実施状況に応じた交付が行われている。また、都道府県事業と市町村事業があり、都道府県は市町村事業の申請内容確認や国からの質問対応も行うこととなっている。</li> <li>・交付基準が複雑である上、申請様式における実施事業の説明が自由記述形式となっているため、当該事業が交付基準を満たしているかの判断が困難となっている。その結果、申請書類を提出後、事業区分や対象経費の誤り、各事業の要件や評価指標を満たしていないなど、国から確認や修正を求められる事例が多数あり、市町村・県の作業が増大している。</li> <li>・さらに、複数の様式に共通する数値をそれぞれ入力する必要があり、作業が非効率になっている。</li> </ul> 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該交付金の交付基準の明確化を図った上で、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。</li> <li>・地方公共団体の的確な判断に資するよう、Q&amp;A の内容を充実させ、2023 年度の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>国民健康保険特別調整交付金のメニュー統合及び交付申請の簡素化</p>	<p>国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野ごとに統合する等、交付申請を簡素化する。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険特別調整交付金は、自治体ごとの特別な事情に応じた交付が行われるため、メニューが細分化されており、申請様式もメニューごとに異なる。また、申請にあたっては、都道府県が市町村の申請書類を確認することになっている。</li> <li>・このため、市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業が膨大である。</li> <li>・例えば、後発医薬品の普及促進、保険料の口座振替推進などの複数の交付メニューに該当する項目が記載されたパンフレットを作成する場合、作成費用を項目ごとの紙面面積で按分して交付額を算出することとなっており、手続きが煩雑化している。</li> <li>・また、県では市町村からの質問対応などに多く時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態となっている。</li> </ul> <p>〕</p>	<p>2023 年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積による按分はしないなど、交付額の算定方法を簡素化し、その旨を地方公共団体に 2022 年度中に通知する。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>
<p>国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化</p>	<p>国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定について、過去に提出したデータから自動計算されるようにする等の事務の簡素化を図る。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金は、医療給付費等から交付額を算定する必要があるが、多数の数値を加減算するなど算定方法が複雑である。また、市町村が算定した結果を都道府県が確認することになっている。</li> <li>・このため、市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業に膨大な時間を要しており、市町村からも簡略化・効率化を求める声がある。</li> <li>・また、算定に必要な数値のうちいくつかは国のシステムを使って別途報告しているが、申請様式には反映されないため、一から算定作業を行う必要がある。</li> <li>・さらに、国への提出期限が短期間であり、県及び市町村職員は長時間の時間外勤務を行う状況となっている。</li> </ul> <p>〕</p>	<p>市町村事務処理標準システムにおいて地方単独事業分を取り込む仕様とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、2022 年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>学校施設環境改善交付金申請における施設整備計画作成の省略化</p>	<p>学校施設環境改善交付金を申請するために必要な施設整備計画の作成について、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとする。</p> <p>〔  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成し、都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出することになっている。</li> <li>・しかしながら、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定している。</li> <li>・また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと及び事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。</li> <li>・施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。</li> </ul> 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備計画に関し、必須記載項目の一部を任意記載項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を2022年度中に講ずる。</li> <li>・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔文部科学省〕</p>
<p>子ども読書活動推進計画の上位計画への統合</p>	<p>子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や自治体が定める「総合計画」等の上位計画への統合を可とする。</p> <p>〔  <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、国が策定する同計画に基づき都道府県及び市町村が策定することが努力義務とされている。</li> <li>・文部科学省が計画策定状況調査において「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするためには、当該計画単独での策定が求められている。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。</li> <li>・おおむね5年ごとに行われる国の計画見直しに合わせて、都道府県及び市町村計画の見直しが行われるが、人員が不足している市町村では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。また、各個の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。</li> <li>・一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。</li> </ul> 〕</p>	<p>地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に2022年中に通知する。</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省〕</p>